

【新設】（特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用）

64(3)－18 収用等のあった日を含む事業年度開始の日前に取得した資産につき法人が措置法第42条の6、第42条の9から第42条の11の3まで、第42条の12の4、第42条の12の6、第42条の12の7及び第43条から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第64条第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定に該当するものであっても、同条第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないことに留意する。

【解説】

1 令和4年度の税制改正において、法人の有する資産について収用等のあった日を含む事業年度開始の日から起算して1年（やむを得ない事情がある場合には、3年）前の日（同日がその収用等によりその法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなった日前である場合には、同日）からその開始の日の前日までの間に先行して代替資産となるべき資産の取得等をした場合にも、本制度による圧縮記帳の適用を受けることができることが明確化された（措法64③、措令39⑩）。

2 上記1の税制改正前の本制度における圧縮記帳の対象となる代替資産は、原則として収用等のあった日を含む事業年度において取得した資産であったが、上記1の税制改正により、当該事業年度開始の日前1年（やむを得ない事情がある場合には、3年）以内に取得した資産（いわゆる先行取得資産）を代替資産とみなして圧縮記帳の適用を受けることもできることが法令上明確化された。

一方、措置法第64条第7項の規定により、本制度の圧縮記帳の規定と特別償却等の規定との重複適用は認められないので、一旦、特別償却等の規定の適用を受けた先行取得資産については、それが代替資産としての他の要件を備えている資産であっても、その後の事業年度において本制度による圧縮記帳の適用を受けることはできない。

本通達では、このことを留意的に明らかにしている。